

# 島根県福祉サービス第三者評価制度の概要と現状について

島根県健康福祉部地域福祉課  
福祉基盤・指導監査スタッフ

2

## 福祉サービス第三者評価とは

- 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する仕組み
- 原則として、受審は任意  
但し、社会的養護関係施設は3年に1回の受審義務あり (H24～)  
保育所は受審を努力義務化 (H27～)

# 社会福祉法の位置づけ

3

## ➤ 福祉サービスの質の向上のための措置

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

## 目 的

4

### (1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービス事業者が、提供するサービスについて客観的・専門的な評価を受けることにより、自らの強みを確認し、また抱える課題を具体的に把握することで、サービスの質の向上を図ること

### (2) 利用者への情報提供

評価結果を公表することにより、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択するための有効な情報を提供すること

# 第三者評価の対象となる福祉サービス

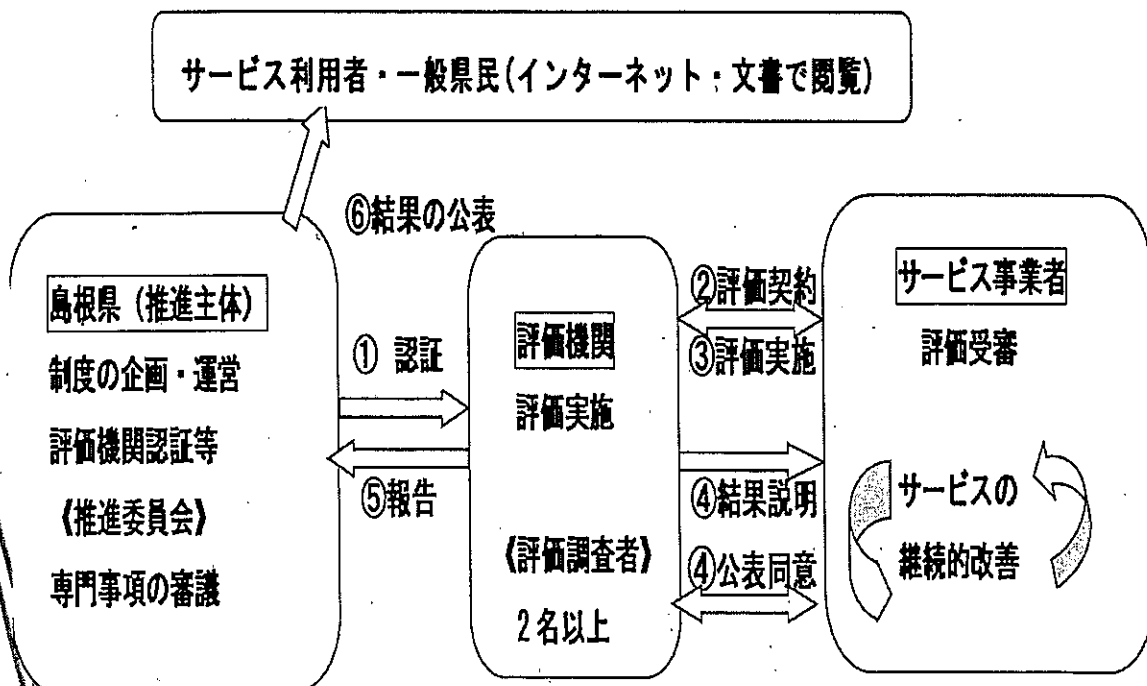
5

本県では、社会福祉法の第一種及び第二種の福祉サービスのうち、下記の福祉サービス

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム（ケアハウス）</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・介護保険法に定める施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援の施設・事業所</li> </ul>
児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>★児童養護施設</li> <li>★母子生活支援施設</li> <li>★乳児院</li> <li>★児童心理治療施設</li> <li>★児童自立支援施設</li> <li>・保育所</li> <li>・認定こども園（幼稚園型を除く）</li> <li>・自立援助ホーム</li> <li>・児童地域型保育事業所</li> <li>〔★社会的養護施設（義務）〕</li> </ul>
障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉型障害児入所施設</li> <li>・医療型障害児入所施設</li> <li>・障害児通所支援事業所</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・障害福祉サービス事業所</li> </ul>
保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護施設</li> </ul>

## 《島根県福祉サービス第三者評価制度のしくみ》

6



# 養成・継続・更新時研修

7

## (1) 養成研修

評価機関における調査者としての資格を付与するために  
実。評価の実施に必要な知識や手法等を習得。資格の有  
効期間は2年間

## (2) 継続研修

養成研修修了者のうち、評価業務に携わる者に対して実  
施。資格の有効期間は3年間

## (3) 更新時研修

第三者評価機関認証の更新時に当該評価機関に所属する  
評価調査者を対象に実施

# 島根県（推進組織）の役割

8

## 《島根県》

- ① 第三者評価事業の企画立案
- ② 評価機関の育成及び認証
- ③ 評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④ 評価結果の公表等
- ⑤ 評価調査者の養成
- ⑥ 第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦ 第三者評価事業の苦情解決
- ⑧ 福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

## 《福祉サービス第三者評価推進委員会》

学識経験者、福祉サービス利用者、事業者を代表する者  
により構成し、第三者評価事業推進のための審議（評価機関の認証、評価  
基準の作成、第三者評価事業の普及啓発等）を行う。

## 関連各制度の違い

	福祉サービス第三者評価	地域密着型サービス外部評価	介護サービス情報の公表制度
目的	サービスの質向上と情報提供	サービスの質向上と情報提供	利用者のサービス選択に資する情報の提供
実施者	県の認証を受けた民間の評価機関	県の選定を受けた民間の評価機関	行政
実施義務	原則任意	義務（原則年1回）	義務（調査は必要に応じ随時）
特徴	受審は任意、事業者が評価機関を選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホームを対象</li> <li>・自己評価と外部評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観性の高い基本・運営情報を提供する</li> <li>・内容の評価は行わない</li> </ul>
公表	ホームページで閲覧可	ホームページで閲覧可	ホームページで閲覧可

## 島根県の評価機関 (令和3年3月1日現在)

評価機関の名称	所在地	認証年月日	認証有効期間
(有) 保健情報サービス	鳥取県米子市	H17. 9. 1	R5. 8. 31
(有) ケアオフィス	浜田市	H17. 9. 1	R5. 8. 31
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	東京都品川区	H29. 1. 25	R5. 1. 24
特定非営利活動法人 あいおらいと	鳥取県鳥取市	R1. 6. 4	R4. 6. 3
(株) 評価基準研究所	東京都千代田区	R2. 4. 13	R5. 4. 12

# 近年の受審状況

11

年度	施設名(所在地)	H 2 9	わかたけ学園(松江市)
H 2 5	児童心理療育センターみらい(出雲市) 聖暉寮(浜田市) 仁摩保育所(大田市)	しらさぎ苑(安来市) ひまわり園本館[従来型](出雲市) ひまわり園新館[ユニット型](出雲市) ひまわり園短期入所生活介護(出雲市) ひまわり園ホームヘルプステーション(出雲市) ひまわり園デイサービスセンター(出雲市) みのるデイサービスセンター(出雲市) ひまわり園介護支援センター(出雲市) ナーシングセンターひまわり(出雲市) ナーシングセンターひまわり[通所リハビリ] (出雲市) ナーシングセンターひまわり居宅介護支援事業所 (出雲市)	
H 2 6	わかたけ学園(松江市) 東光学園(松江市) 安来学園(安来市) 双樹学院(松江市) 清風園(大田市)		
H 2 7	ふたば保育所(安来市) 松江赤十字乳児院(松江市)		
H 2 8	出雲聖母マリア園(出雲市) 安来市立赤江保育所(安来市) 東保育所(邑南町) いわみ西保育所(邑南町) 聖暉寮(浜田市) 児童心理療育センターみらい(出雲市)		ひまわり第1保育園(出雲市) ひまわり第2保育園(出雲市) 古志ひまわり保育園(出雲市) 安来学園(安来市) 島根東光学園(松江市) 双樹学院(松江市)

# 近年の受審状況

12

年度	施設名(所在地)	H 2 9	R 1
H 2 9	松江保育所(松江市) 隠岐共生学園第二保育所(隠岐の島町) 隠岐共生学園第二夜間保育所(隠岐の島町)		仁摩保育園(大田市) しらさぎ苑ホームヘルプステーション(安来市) しらさぎ苑第2デイサービスセンター(安来市) せせらぎの里デイサービスセンターよしだ(安来市) しらさぎ苑デイサービスセンター(安来市) 小規模多機能型居宅介護事業所ほほえみ(大田市) けいしょう保育園(海士町) 養護老人ホーム香梅苑(邑南町) グループホームまがたま(松江市) サポートセンターまがたま(松江市) 施設入所支援 障がい者支援施設まがたま(松江市) 生活介護 障がい者支援施設まがたま(松江市) 行動支援 障がい者支援施設まがたま(松江市) 短期入所事業所まがたま(松江市) 放課後等デイサービスまがたま(松江市) たいしや保育園(出雲市)
H 3 0	さくらこども園(江津市) あさりこども園(江津市) 安来市養護老人ホーム鴨来荘(安来市) 老人デイサービスセンター希望の郷(邑南町) 特別養護老人ホームしおさい(大田市) 短期入所生活介護事業所しおさい(大田市) 特別養護老人ホームしおさい新館(大田市) 短期入所生活介護事業所しおさい新館(大田市)		

## 近年の受審状況

R 1 デイサービスセンターことひめ (大田市)

デイサービスセンターむつみ (大田市)

杵束保育園 (浜田市)

聖煌寮 (浜田市)

平田西保育園 (出雲市)

児童心理療育センターみらい (出雲市)

特別養護老人ホーム伯寿の郷従来型 (安来市)

特別養護老人ホーム伯寿の郷ユニット型 (安来市)

特別養護老人ホーム伯寿の郷短期入所 (安来市)

R 2 島根県立わかたけ学園 (松江市)

ソレイユデイサービスセンターあらしま (安来市)

幼保連携型認定こども園ふたばこども園 (安来市)

しらさぎ苑在宅介護支援センター (安来市)

特別養護老人ホーム桃源の家 (邑南町)

特別養護老人ホーム桃源の家短期入所 (邑南町)

## 受審された事業所のご感想

- 第三者評価を受けたことにより、保護者の方の思いを知る事ができ、園全体としては勿論の事、職員自身自分を振り返ることができました。
- 保育園側では理解していただいていると思っていることが、実は一方通行の面もあり、保育内容や計画をよりわかりやすく伝えていくような環境を工夫し改善に繋がりたいと思います。
- 特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」については、しっかりとした計画を立案、実践し、言語や写真等で具体的に知らせ、質の高い保育の実践に努めたいと思います。
- 当施設も高齢化と重度化により介護サービスが必要な入所者が年々増加しております。施設の性質上、介護が必要な入所者を想定した構造ではない点、それに加え老朽化や狭隘な居室環境のなか、限られた職員での対応、職員の介護技術不足もあり、様々なニーズに対応したサービス提供を行うには限界を感じているところです。
- しかし、法人の理念のもと入所者の皆様が笑顔で生活して頂けるよう、高品質サービスの提供を目指し、職員は日々努力しております。
- 今回、第三者評価を受審し、日頃のサービスを評価して頂き、出来ている点、まだまだ至らぬ点がはっきり理解できました。今後のサービス向上に向けて取り組むべき指標が見えてきたように思います。

## 受審された事業所のご感想

15

- ▶ 第三者評価の受審を通して、職員一人ひとりが日頃の保育活動を振り返る良い機会となりました。普段の取り組みが、外部評価で可視化されることにより、「園の特色」をはっきりさせることができました。
- ▶ そのことにより、自園のストレンクスを職員・保護者・地域で共通認識することができます。今後は、自園のストレンクスをより一層高め、質の向上に取り組んでいきたいと思えます。
- ▶ 今まで積み上げてきたもの、また新たに取り組んできたこと、大切にしてきたことを高く評価して下さっている事は大変うれしく、自信になりました。今後も、更なる質の向上を図りたいと思えます。
- ▶ 又、ご指摘を受けた中でも 自立支援に基づいたケア、地域社会への貢献事業、働きやすく、やりがいの持てる職場環境の整備等につきましては今後の重要な取り組み課題でもありますので強化、推進を図ってまいります。
- ▶ 沢山の気付きを頂きましたことに感謝し、今後も全職員でサービスの質の向上に向けた取り組みを行い、法人のビジョンである“ご利用者の皆さん、地域住民の皆さん、そして職員が共に笑顔になれる”事業所を目指し精進してまいります。

## 受審された事業所のご感想

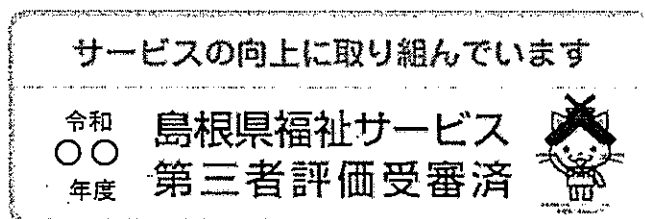
16

- ▶ 各グループホームも高齢化、多様なサービスを必要とする利用者が増えておられます。限られた職員での対応の中、様々なニーズへのサービスの提供が難しいと感じる場面もあります。
- ▶ 今回第三者評価を受け、評価して頂き、良い点は伸ばし、至らぬ点は改善し、職員一同、家族様、関係機関と連携を取りながら、今後のサービス向上に向けて取り組んでいきたいと思えます。
- ▶ 当施設は 32 周年を迎え、利用者様の多種多様なニーズに答えられるよう成長してきました。
- ▶ 昨今 高齢やこだわりの強い若い利用者様が増え、職員一人ひとりに様々な知識や技術が必要となり、より良い日中活動を支援するにはどうしたらよいか悩んでいました。
- ▶ 今回第三者評価を受けて出来ている点、不十分な点を改めて認識することが出来、支援を見直す良いきっかけになりました。
- ▶ この結果を受け、職員一丸となり、再度支援を一から見直し利用者様により良いサービスが提供出来、地域に愛される施設を目指したいと思えます。



令和2年度島根県第三者評価制度周知及び受審促進の取組について  
(島根県健康福祉部地域福祉課)

1. 社会福祉法人指導監査説明会・役員研修会資料として  
例年県内の7会場で実施する研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたため、当該研修会資料に組み入れ県内全ての社会福祉法人に提供した。
2. 社会福祉施設、事業所の指導・監査時に説明  
地域福祉課及び各事業課が実施する社会福祉法人、社会福祉施設、事業所の指導・監査の際に受審勧奨を行った。また、高齢者分野及び障がい分野について、平成30年度から施設等利用者への重要事項の説明項目に「第三者評価の実施状況」が追加されたことに伴い、これを記載していない施設等に対しては記載するよう文書により指導を行った。
3. 受審ステッカーの配布  
受審済の施設、事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促した。
  - ・一般用（事業所内貼付用）
  - ・自動車用（福祉車両貼付用）※表示可能期間  
[社会的養護関係施設]：3年間  
[その他の施設、事業所]：5年間





1. 受審数等の状況(総括表)

令和2年7月・暫定版

(1) 都道府県別の受審数

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	321
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	12	260
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	14	283
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	158
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	92
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	61
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	132
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	103
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	241
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	7	134
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	41	477
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	975
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,009	36,318
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	3,080
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	245
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	101
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	14	233
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	97
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	71
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	73	488
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	36	295
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	522
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	136	1,290
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	279
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	96
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	258	3,249
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	1,171
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	61	855
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	50
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	65
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	38	413
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	87
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	18	108
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	280
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	274
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	6	59
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	65
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	251
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	44
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	222
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	48
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	24	206
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	501
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	179
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	80
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	196
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	73
	全国合計受審数	1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	4,749	54,828

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

1. 受審数等の状況(総括表)

令和2年7月・暫定版

(2) 主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

区分	主な施設・サービス種別	2019年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	2019年度迄の 累計受審数	
高齢者	特別養護老人ホーム	422	7,891	5.35%	6,787	
	養護老人ホーム	33	953	3.46%	614	
	軽費老人ホーム	37	2,306	1.60%	495	
	訪問介護	67	35,311	0.19%	1,273	
	通所介護	162	23,597	0.69%	3,167	
	小規模多機能居宅介護	47	5,342	0.88%	958	
	認知症対応型共同生活介護	435	13,346	3.26%	5,595	
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130	
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61	
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88	
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87	
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557	
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167	
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20	
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369	
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1	
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16	
	居宅介護	8	22,936	0.03%	34	
	生活介護	149	7,630	1.95%	1,227	
	自立訓練(機能訓練)	4	402	1.00%	15	
	自立訓練(生活訓練)	13	1,341	0.97%	69	
	就労移行支援	15	3,503	0.43%	169	
	就労継続支援(A型)	16	3,839	0.42%	114	
	就労継続支援(B型)	187	11,835	1.58%	1,448	
	共同生活援助	229	8,087	2.83%	612	
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	146	2,544	5.74%	1,514	
	多機能型	125	—	—	1,045	
児童	保育所	1,476	23,573	6.26%	15,714	
	幼保連携型認定こども園	28	5,137	0.55%	171	
	地域型保育事業	10	3,719	0.27%	23	
	その他保育事業	218	—	—	1,227	
	児童養護施設 ※3	213	605	35.21%	2,309	
	乳児院 ※3	49	140	35.00%	452	
	児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設) ※3	13	50	26.00%	111	
	児童自立支援施設 ※3	12	58	20.69%	145	
	母子生活支援施設 ※3	58	226	25.66%	754	
	自立援助ホーム ※3	5	176	2.84%	73	
	ファミリーホーム ※3	0	372	0.00%	3	
	児童館	8	4,477	0.18%	49	
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136	
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55	
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84	
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66	
	児童発達支援センター	18	571	3.15%	96	
	医療型児童発達支援センター	4	100	4.00%	39	
	児童発達支援事業	10	6,756	0.15%	60	
	放課後等デイサービス	37	12,734	0.29%	109	
	障害児多機能型	4	—	—	48	
	障害児入所施設(福祉型)	13	258	5.04%	122	
	障害児入所施設(医療型)	8	218	3.67%	63	
	厚生	婦人保護施設	7	46	15.22%	79
		救護施設	27	182	14.84%	297
	他	その他 ※4	436	—	—	5,911
		合計	4,749			54,828

※1 全国施設数は、

「平成30年社会福祉施設等調査報告」(平成30年10月1日現在)、「平成29年介護サービス施設・事業所調査」(平成29年10月1日現在)、「保育所等関連状況取りまとめ(平成31年4月1日現在)」における保育所数、「地域型保育事業の件数について(平成28年4月1日現在)」、「認定こども園に関する状況について(平成31年4月1日現在)」における幼保連携型認定こども園数、「社会的養育の推進に向けて(令和2年4月)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

## 1. 受審数等の状況(総括表)

令和2年7月・暫定版

## (3)前年度との比較

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

区分	主な施設・サービス種別	平成30年度 受審数	2019年度 受審数	増減	備考
高齢者	特別養護老人ホーム	498	422	△ 76	
	養護老人ホーム	36	33	△ 3	
	軽費老人ホーム	33	37	4	
	訪問介護	70	67	△ 3	
	通所介護	179	162	△ 17	
	小規模多機能居宅介護	81	47	△ 34	
	認知症対応型共同生活介護	480	435	△ 45	
障害者	居宅介護	8	8	0	
	生活介護	147	149	2	
	自立訓練(機能訓練)	0	4	4	
	自立訓練(生活訓練)	2	13	11	
	就労移行支援	27	15	△ 12	
	就労継続支援(A型)	13	16	3	
	就労継続支援(B型)	169	187	18	
	共同生活援助	145	229	84	
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	181	146	△ 35	
多機能型	136	125	△ 11		
児童	保育所	1,648	1,476	△ 172	
	幼保連携型認定こども園 ※1	41	28	△ 13	
	地域型保育事業 ※1	4	10	6	
	その他保育事業 ※1	234	218	△ 16	
	児童養護施設 ※2	137	213	76	
	乳児院 ※2	28	49	21	
	児童心理治療施設(旧 情緒障害児短期治療施設) ※2	7	13	6	
	児童自立支援施設 ※2	8	12	4	
	母子生活支援施設 ※2	40	58	18	
	自立援助ホーム ※2	13	5	△ 8	
	ファミリーホーム ※2	1	0	△ 1	
	児童館	6	8	2	
	児童発達支援センター	15	18	3	
	医療型児童発達支援センター	8	4	△ 4	
	児童発達支援事業	15	10	△ 5	
	放課後等デイサービス	31	37	6	
	障害児多機能型	14	4	△ 10	
	障害児入所施設(福祉型)	24	13	△ 11	
	障害児入所施設(医療型)	7	8	1	
	厚生	婦人保護施設	2	7	5
救護施設		22	27	5	
他	その他	413	436	23	
	合計	4,923	4,749	△ 174	

※1 平成27年度より統計を分類(平成26年度までは「その他」として集計)

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

## 2. 社会的養護関係施設の受審状況(2019年度)

令和2年7月・暫定版

## (1)都道府県別の受審数(総括表)

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	小計	自立援助ホーム	ファミリーホーム	合計
1	北海道	7	0	1	0	1	9	0	0	9
2	青森県	2	0	0	0	0	2	0	0	2
3	岩手県	3	2	0	0	0	5	0	0	5
4	宮城県	2	1	0	0	2	5	0	0	5
5	秋田県	1	0	0	0	3	4	0	0	4
6	山形県	0	0	0	0	1	1	0	0	1
7	福島県	2	0	0	1	0	3	0	0	3
8	茨城県	4	1	1	1	0	7	0	0	7
9	栃木県	4	0	0	0	0	4	0	0	4
10	群馬県	1	0	0	1	0	2	0	0	2
11	埼玉県	7	3	0	0	2	12	0	0	12
12	千葉県	6	2	0	0	1	9	0	0	9
13	東京都	52	6	0	2	17	77	5	0	82
14	神奈川県	13	2	0	2	1	18	0	0	18
15	新潟県	1	1	0	0	3	5	0	0	5
16	富山県	1	0	0	0	0	1	0	0	1
17	石川県	2	0	0	0	0	2	0	0	2
18	福井県	0	1	0	0	0	1	0	0	1
19	山梨県	2	1	0	0	0	3	0	0	3
20	長野県	2	2	1	0	2	7	0	0	7
21	岐阜県	4	1	1	0	1	7	0	0	7
22	静岡県	5	3	1	1	2	12	0	0	12
23	愛知県	14	2	1	0	5	22	0	0	22
24	三重県	6	2	1	1	0	10	0	0	10
25	滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	京都府	2	1	0	0	0	3	0	0	3
27	大阪府	11	5	0	0	0	16	0	0	16
28	兵庫県	9	3	1	0	3	16	0	0	16
29	奈良県	2	1	0	0	2	5	0	0	5
30	和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	鳥取県	3	1	0	1	2	7	0	0	7
32	島根県	1	0	1	0	0	2	0	0	2
33	岡山県	3	1	1	0	0	5	0	0	5
34	広島県	6	1	0	0	2	9	0	0	9
35	山口県	1	0	1	0	1	3	0	0	3
36	徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	香川県	1	0	0	0	1	2	0	0	2
38	愛媛県	5	2	1	1	2	11	0	0	11
39	高知県	2	0	0	1	1	4	0	0	4
40	福岡県	5	1	0	0	1	7	0	0	7
41	佐賀県	3	1	0	0	1	5	0	0	5
42	長崎県	3	1	0	0	0	4	0	0	4
43	熊本県	5	1	1	0	0	7	0	0	7
44	大分県	2	0	0	0	1	3	0	0	3
45	宮崎県	3	0	0	0	0	3	0	0	3
46	鹿児島県	3	0	0	0	0	3	0	0	3
47	沖縄県	2	0	0	0	0	2	0	0	2
合計		213	49	13	12	58	345	5	0	350

※全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計  
 ※「自立援助ホーム」「ファミリーホーム」の受審は任意(努力義務)

2. 社会的養護関係施設の受審状況  
 (2) 都道府県別の受審数の内訳(全国・都道府県)

令和2年7月・暫定版  
 全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

No.	都道府県	第3期受審期(～2020年度)					
		平成30年度(2018年度)			令和元年度(2019年度)		
		全国	都道府県	合計	全国	都道府県	合計
1	北海道	7	-	7	9	-	9
2	青森県	1	9	10	2	-	2
3	岩手県	4	-	4	5	-	5
4	宮城県	2	-	2	5	-	5
5	秋田県	2	-	2	4	-	4
6	山形県	0	-	0	1	-	1
7	福島県	1	-	1	3	-	3
8	茨城県	4	-	4	7	-	7
9	栃木県	2	-	2	4	-	4
10	群馬県	5	-	5	2	-	2
11	埼玉県	6	-	6	12	-	12
12	千葉県	10	-	10	9	-	9
13	東京都	-	92	92	-	82	82
14	神奈川県	5	-	5	18	-	18
15	新潟県	1	-	1	5	-	5
16	富山県	0	-	0	1	-	1
17	石川県	1	-	1	2	-	2
18	福井県	0	-	0	0	1	1
19	山梨県	1	-	1	3	-	3
20	長野県	7	-	7	7	-	7
21	岐阜県	1	-	1	7	-	7
22	静岡県	3	-	3	12	-	12
23	愛知県	8	-	8	22	-	22
24	三重県	4	-	4	10	-	10
25	滋賀県	0	-	0	0	-	0
26	京都府	9	-	9	3	-	3
27	大阪府	0	-	0	16	-	16
28	兵庫県	6	-	6	16	-	16
29	奈良県	0	-	0	5	-	5
30	和歌山県	4	-	4	0	-	0
31	鳥取県	2	-	2	7	-	7
32	島根県	1	-	1	2	-	2
33	岡山県	1	-	1	5	-	5
34	広島県	1	3	4	2	7	9
35	山口県	4	-	4	3	-	3
36	徳島県	2	-	2	0	-	0
37	香川県	0	-	0	2	-	2
38	愛媛県	0	-	0	11	-	11
39	高知県	3	-	3	4	-	4
40	福岡県	4	-	4	7	-	7
41	佐賀県	0	-	0	5	-	5
42	長崎県	2	-	2	4	-	4
43	熊本県	1	-	1	7	-	7
44	大分県	1	-	1	3	-	3
45	宮崎県	4	-	4	3	-	3
46	鹿児島県	8	-	8	3	-	3
47	沖縄県	2	-	2	2	-	2
合計		130	104	234	260	90	350

※全国…全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数／都道府県…都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数  
 ※全国の受審数は、評価機関からの公表結果報告をもとに集計(2020年6月までに報告のあった件数)

3. (1) 主な施設・サービス別の受審数等の状況

令和2年7月・暫定版

全国社会福祉協議会 政策企画部調べ

区分	サービス種別	第三者評価 の対象 サービス	使用している 基準		2019年度 受審数	内訳		備考
			独自基準			初回受審 (H23～ 2019年度)	2回目以上受審 (H23～ 2019年度)	
1	特別養護老人ホーム	47	23		422	71	351	
2	養護老人ホーム	45	21		33	6	27	
3	軽費老人ホーム	44	20		37	9	28	
4	訪問介護	43	20		67	25	42	
5	通所介護	43	21		162	44	118	
6	短期入所生活介護	30	14		65	15	50	
7	福祉用具貸与	22	9		7	2	5	
8	小規模多機能型居宅介護	22	9		47	6	41	
9	認知症対応型共同生活介護	21	8		435	22	413	
10	高齢者・その他	22	10		213	102	111	
小計					1,488	302	1,186	
11	居宅介護	36	18		8	5	3	
12	生活介護	45	23		149	48	101	
13	自立訓練(機能訓練)	42	22		4	4	0	
14	自立訓練(生活訓練)	42	22		13	11	2	
15	就労移行支援	43	22		15	13	2	
16	就労継続支援(A型)	44	22		16	4	12	
17	就労継続支援(B型)	45	23		187	35	152	
18	共同生活援助	42	23		229	197	32	
19	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	43	24		146	24	122	
20	多機能型	36	20		125	11	114	
21	障害者・その他	21	8		129	76	53	
小計					1,021	428	593	
22	保育所	46	26		1,476	606	870	
23	幼保連携型認定こども園	30	18		28	21	7	
24	地域型保育事業	26	15		10	9	1	
25	その他保育事業	20	10		218	38	180	
26	児童養護施設 ※	47	4		56	1	55	
27	乳児院 ※	47	4		8	1	7	
28	児童心理治療施設 (旧 情緒障害児短期治療施設) ※	42	3		0	0	0	
29	児童自立支援施設 ※	46	3		2	0	2	
30	母子生活支援施設 ※	47	4		19	1	18	
31	自立援助ホーム ※	28	6		5	0	5	
32	ファミリーホーム ※	25	3		0	0	0	
33	児童館	28	12		8	3	5	
34	児童発達支援センター	40	22		18	9	9	
35	医療型児童発達支援センター	36	18		4	0	4	
36	児童発達支援事業	35	18		10	7	3	
37	放課後等デイサービス	38	20		37	25	12	
38	障害児多機能型	32	18		4	1	3	
39	障害児入所施設(福祉型)	42	23		13	3	10	
40	障害児入所施設(医療型)	41	22		8	2	6	
41	その他障害児支援	17	5		3	3	0	
42	児童・その他	7	2		0	0	0	
小計					1,927	730	1,197	
43	婦人保護施設	30	7		7	1	6	
44	救護施設	40	17		27	10	17	
45	更生施設	18	3		11	0	11	
46	授産施設	18	3		0	0	0	
47	宿所提供施設	16	3		8	4	4	
48	その他の施設・サービス	8	1		0	0	0	
小計					53	15	38	
計					4,489	1,475	3,014	

※社会的養護関係施設の受審数については、全国推進組織が認証する評価機関が実施した260件は含めず、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数のみを集計



全社政発第 52 号  
令和 2 年 8 月 7 日

福祉サービス第三者評価事業  
都道府県推進組織 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
事務局長 松島 紀由  
(公印略)

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設第三者評価 第 3 期受審期の対応について

平素より本会事業の推進にご協力いただき深謝申し上げます。

さて、令和 2 年 8 月 6 日付で、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設における第三者評価等の取扱いについて」(別紙写および下記参照)が通知されました。

本通知は、今年度が第 3 期受審期の最終年度である社会的養護関係施設第三者評価について、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて運用されるものです。

本通知により、社会的養護関係施設の第三者評価事業に関しては、受審期限は 1 年延長されますが、今期末受審事業所が多数あることから、今後も引き続き感染予防対策を実施したうえで、計画的に第三者評価を実施していただきますようお願いいたします。

また、今年度 3 月末日を有効期限としている社会的養護関係施設第三者評価機関認証通知書および評価調査者研修修了証の再発行は致しません。すでに送付している認証通知書および研修修了証に加え、今回発出された厚生労働省通知等をもって、有効期限が 1 年延長されたことの証明としていただきますようお願いいたします。

#### 記

- 第 3 期受審期を 1 年延長して令和 3 年度末までとする (第 4 期受審期は、令和 4 年度から令和 6 年度とする)。
- それに伴い、評価機関の認証期限および評価調査者の有効期限も令和 3 年度末までとする。
- 今年度予定していた評価基準の見直しについて、1 年延期して 2021 年度までに行う。
- 期限は延長するものの、地域の感染状況等を踏まえ、基本的な感染対策を徹底した上で、今年度においても第三者評価の実施・受審に努める。

#### 【問い合わせ先】

全国社会福祉協議会政策企画部 (担当: 竹口、今井凜人、平田)  
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
電話: 03-3581-7851  
Mail: z-seisaku@shakyo.or.jp

## 島根県における福祉サービス第三者評価の数値目標の進捗状況について

(島根県健康福祉部地域福祉課)

## 1 数値目標設定の経緯

平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、介護分野における第三者評価について改善すべき事項の指摘



全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で検討



その結果を踏まえ、厚生労働省が、高齢者福祉サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留意事項の通知を发出

(留意事項通知抜粋)

高齢者福祉サービス（障害福祉サービス等）全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

## 2 H30年度に設定した数値目標

県内の第三者評価機関は5機関のみであり、また、受審費用が1件あたり30万円程度かかることを考えると、急激な増加は見込めない。



- ・高齢者分野における令和元年度の目標値は、過去3年間の平均を上回る3件とし、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和元年度の目標値は、まずは実績をあげることに主眼を置き1件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区 分	R1	R2	R3
高齢者	3	4	5
障がい	1	2	3

## 3 令和元・2年度の実績

区 分	R1	R2	R3
高齢者	11	4	-
障がい	7	0	-

## 4 令和3年度中に直近3カ年の数値目標を設定する

区 分	R4	R5	R6
高齢者			
障がい			

子発 0331 第 11 号  
社援発 0331 第 34 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

#### 保育所における第三者評価の改訂について

保育所における第三者評価事業については、平成 17 年 5 月 26 日付け雇児保発第 0526001 号、社援基発 0526001 号「保育所版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」により実施されており、当該通知においては、平成 28 年に改定が行われているところである。

平成 30 年には第三者評価基準のもととなる、全福祉サービス共通の共通評価基準が改定され、同年に改定保育所保育指針が適用となっている。その改定の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討が行われてきたところである。

今般、同委員会での報告を踏まえて、新たに本通知を発出することとなった。

各都道府県においては、都道府県推進組織、貴管内市町村及び所管法人等の関係者に周知の上、適切な実施にご配意願いたい。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 1 改正の背景

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項において、「福祉サービスの質の向上のための措置等」として、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」と定められており、これに基づき、社会福祉事業の共通の制度として、「福祉サービス第三者評価事業」が行われている。

この第三者評価事業は、社会福祉事業の事業者が任意で受ける仕組みであるが、保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備する必要があることから、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）において、当該受診結果について、積極的に「見える化」を進めることと等が規定された。

平成27年度施行の子ども・子育て支援新制度では、新たに保育所等における第三者評価受審の努力義務が規定され、平成30年に改定された「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」では、第三者評価受審の数値目標の設定及び公表が都道府県推進組織の努力義務となった。

## 2 改正の概要

今般、第三者評価の受審を促進し、保育所保育指針等の改定内容を踏まえるため、改正することとしている。第三者評価指針改正通知において、共通評価基準については、文言の変更等を改定しているが、保育所での評価が円滑に実施されるようにするため、本来の趣旨が変わらぬよう配慮しつつ、別紙のように「言葉の置き換え」や「内容の加筆・削除」、「保育所独自の内容の付加」を行い、共通評価基準及び判断基準並びに評価の着眼点、評価基準の考え方及び評価の留意点についての解説版を作成した。

共通評価基準の改定に合わせて、内容評価基準についても、項目の整理を行い、判断基準等の内容の見直しを行い、改定した。

言葉の置き換え等を行った共通評価基準ガイドライン及び共通評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添1-1及び別添1-2のとおり、また、改定後の内容評価基準ガイドライン及び内容評価基準ガイドラインにおける各項目の判断基準に関するガイドラインを別添2-1及び別添2-2のとおり示す。

なお、地域型保育事業を行う事業所に係る第三者評価については、保育所における第三者評価に準じて行うこととする。

## 保育所版における共通評価基準の解説版について

※保育所での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらないように配慮して、以下のように言葉の置き換え、内容の加筆・削除、保育所独自の内容の付加を行っている。

※なお、保育所における保育は、保育所保育指針をもとに行われているため、保育所保育指針を十分理解したうえで評価を行う必要がある。

### 1. 共通評価基準の改定

(1) 「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について(平成30年3月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について(平成30年3月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 保育所版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、保育所版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正についてのもとに改定した。

○また、保育所での評価が円滑に実施できるよう、保育所保育指針や保育所における保育内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬよう配慮し、言葉の置き換えや解説の追加等を行った。

## 2. 言葉の置き換えについて

※文脈により、言葉の置き換えを行っていない場合もある。

共通評価基準	保育所版
福祉施設・事業所	「保育所」
事業所	「保育所」
利用者	「子ども」「保護者」「子どもと保護者」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者や家族	「保護者等」「子ども・保護者」 (※) 評価項目の内容により書き分け
利用者会や家族会	「保護者会等」
高齢者や障害のある利用者	「保護者等」
(実施する)(提供する)福祉サービス (提供)(の実施)	「保育」「保育所」 (※) 評価項目の内容により書き分け
サービス	「保育」
組織	「保育所」
専門職の教育	「専門職の研修」
福祉サービス実施計画	「(アセスメントに基づく)指導計画」「保育」 (※) 評価項目の内容により書き分け
管理者	「施設長」
福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等	「保育所等の変更」
能力開発(育成)	「職員の育成」
事業	「保育や支援」
(地域)住民	「地域の保護者や子ども等」
自己決定	意向
意思決定が困難	特に配慮が必要
特性	発達や状況

## 3. 内容の加筆・修正、削除等について

対照表のとおり。

老発 0331 第 9 号  
社援発 0331 第 18 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の  
一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 30 年 3 月 26 日付け子発 0326 第 10 号、社援発 0326 第 7 号、老発 0326 第 7 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」が一部改正され、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しが行なわれたところである。

一方、高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成 29 年 3 月 31 日付け老発 0331 第 10 号、社援発 0331 第 18 号「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施しているところであるが、第三者評価指針改正通知を踏まえ、本通知を改正することとし、その内容等を別紙のとおり整理したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 高齢者福祉サービス事業所等（特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）での評価が効果的に行えるように、共通評価基準ガイドライン（平成30年3月26日）の趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように内容の加筆・削除等を行っている。

### 1. 共通評価基準の改定

(1) 「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」  
(平成30年3月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」(平成30年3月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 高齢者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、高齢者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。

### 2. 内容の加筆・削除等について

加筆・削除等した点は対照表のとおり。



障発 0311 第 4 号  
社援発 0311 第 17 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」の  
一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 30 年 3 月 26 日付け子発 0326 第 10 号、社援発 0326 第 7 号、老発 0326 第 7 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」が一部改正され、社会福祉法人制度の見直しなど、関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、共通評価基準等の見直しがなされたところである。

一方、障害福祉サービス事業所等における第三者評価事業については、平成 29 年 2 月 2 日付け障発 0202 第 3 号、社援発 0202 第 6 号「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」により実施しているところであるが、第三者評価指針改正通知を踏まえ、本通知を改正することとし、その内容等を別紙のとおり整理したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

## 障害福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 障害福祉サービス事業所等での評価が効果的に行えるように、趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように「1. 共通評価基準の改定」、「2. 用語の読み替え」、「3. 内容の加筆・修正等」を行っている。

### 1. 共通評価基準の改定

(1) 「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について  
(平成 30 年 3 月)

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について(平成 30 年 3 月)が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

(2) 障害児者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、障害児者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成 30 年 3 月 26 日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正の一部改正について)のもとに改定した。

○障害者・児の福祉施設・事業所での評価が円滑に実施できるよう、障害者・児支援の内容等を踏まえ、共通評価基準ガイドライン本来の趣旨が変わらぬように配慮し、用語の読み替え及び、障害者・児支援の内容を踏まえ解説の追加等を行った。

### 2. 用語の読み替え

共通評価基準	障害者・児版
福祉サービス実施計画 個別の福祉サービス実施計画 個別的な福祉サービス実施計画	個別支援計画
福祉サービス実施計画策定の責任者	サービス管理責任者等

※ 個別支援計画(施設障害福祉サービス計画、居宅介護計画、療養介護計画、生活介護計画、就労継続支援計画、児童発達支援計画、入所支援計画等)

### 3. 内容の加筆・削除等について

内容の加筆・削除等した点は対照表のとおり。

## 行政手続における押印等の見直し方針

総務部 総務課  
 総務部 人事課  
 地域振興部情報政策課

## 1. 目的

県民サービスの向上及び県業務の効率化を図るため、行政手続において本人確認の方法として必要性の薄い「押印（押印並びの署名を含む）」を廃止する。

- ・オンライン手続の拡大による県民の利便性の向上
- ・公印省略による県業務の効率化

## 2. 基本的な考え方

(1) 住民、事業者及び他の行政機関（以下、「県民等」という。）から県に提出する書類への押印、署名

## ① 押印、署名を継続するもの

- ・法律又は政省令（以下、「法令」という。）に押印、署名の根拠があるもの
- ・実印又は実印相当の署名により本人確認を行っているもの
- ・契約書、請書

## ② 押印、署名を廃止するもの

上記以外の手続き

- ・条例、規則、規程、要綱、要領又は慣例として押印、署名を求めているもの
- ・入札書、見積書、請求書、領収書等については、廃止に向けて検討を行う（検討結果は別途通知）

(2) 県から県民等に対して発出する文書等への押印

- ・島根県公文書管理規程において公印を省略することができるとしている文書（軽易な文書等）の範囲を拡大する
- ・権利又は義務の発生等の効果を有する文書（許認可、納入通知、交付決定等）や、特定の事実を証明するための文書（証明書等）への押印は継続する

(3) 県庁内部の手続き

## ① 押印、署名

以下を除き原則廃止する

- ・廃止することによって、却って手間が増えるもの（チェックしたことを簡易に残すための押印など）
- ・儀礼的な押印、署名

## ② 決裁文書

原則として、知事決裁文書を含め、総合文書管理システムで作成するのは、電子決裁とする（別紙1参照）

### 3. 具体的な方策・スケジュール

基本的な考え方に基づき、以下の方策・スケジュールにより各所属で押印、署名の廃止を行う。

なお、押印、署名を継続するとした「法令に押印、署名の根拠があるもの」については、法令が改正され次第随時、各所属で改正手続を行う。

#### (1) 県民等が県に提出する書類への押印、署名

本人確認の必要性の度合いを踏まえ、押印、署名に代わる本人確認の方法を検討した上で、以下のスケジュールにより押印、署名の廃止を行う（本人確認の方法及び署名見直しの判断基準については別紙2参照）

- ① 条例に押印の根拠があるもの  
令和3年6月議会において条例改正を行う
- ② 規則、規程に押印、署名の根拠があるもの  
令和3年12月末までを目途に、改正の準備が整い次第随時、規則等の改正を行う（施行日は任意の日付）
- ③ 要綱又は要領に押印、署名の根拠があるもの  
令和3年度末までを目途に、改正の準備が整い次第随時、要綱等の改正を行う（施行日は任意の日付）
- ④ 慣例として押印、署名を求めているもの  
令和3年度末までを目途に、廃止する

#### (2) 県から県民等に対して発出する文書等への押印

総務部総務課において島根県公文書管理規程の改正を行う（公印省略の開始時期については別途通知）

#### (3) 県庁内部の手続き

令和3年度末までを目途に、各所属において廃止に向けた検討を行う

### 4. 押印見直し以外の検討事項等

#### (1) 様式・添付書類の見直し

様式や添付書類についても削減、簡素化できないか、押印見直しと同様のスケジュールにより、各所属において次の項目について見直しを行う。

- ① 様式の記載項目の削減（不要な項目や、他の書類で確認可能な項目等）
- ② 添付書類の削減（他の書類で確認可能なもの、庁内で共有が可能なもの等）
- ③ 添付書類の変更（オンライン化の障害となっている原本の提出を、写しの提出で可とする等）

## 島根県福祉サービス第三者評価実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の第5の規定に基づき、評価の方法及び手続き等を定めることにより、第三者評価事業の適切な実施を図ることを目的とする。

### (重要事項の説明及び契約)

第2条 評価機関は、評価を行おうとするときは、事業者に、評価の方法、料金、評価調査者の経歴及び資格、評価結果の取扱い等の重要事項を説明した上で、事業者との間に文書により契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、評価結果を福祉サービス第三者評価事業推進組織としての島根県（以下「県」という。）に報告すること、評価機関及び県が評価結果を公表すること、並びに事業者が評価結果の全部又は一部の公表を望まない場合はその旨を評価機関及び県が公表することについて、それぞれ事業者が承諾する旨を定めておかなければならない。

### (関係者への説明)

第3条 事業者及び評価機関は、評価の実施に先立ち、サービス評価の趣旨、目的及び具体的な実施方法について、職員及び利用者に周知を図り、円滑な評価が実施できるよう配慮するものとする。

### (評価基準)

第4条 評価機関は、別に定める評価基準により評価を実施する。但し、評価機関は、事業者と協議の上、独自の評価項目を加えて評価を行うことができる。

### (評価の方法)

第5条 評価は、書面調査、訪問調査及び利用者調査結果に基づき行う。

- (1) 書面調査は、事業者及び当該事業者の職員による自己評価、当該事業者の組織及び事業の概要を示す書類等に基づき行う。
- (2) 訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。
- (3) 利用者調査は、当該事業者のサービスに関する利用者の意向や満足度について、アンケート・聴き取り調査等により行う。

(評価の決定)

第6条 評価結果は、前項の調査結果に基づき、当該評価調査に携わった全ての評価調査者の合議により取りまとめる。但し、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第6-5条第4号に該当する場合には、評価委員会の承認を得るものとする。

2 評価機関は、評価結果を取りまとめたときは、事業者に報告し、内容を説明するとともに事実誤認等があれば必要に応じて修正する。その上で評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)により、事業者の同意を得る。評価結果の全部又は一部の公表の同意が得られなかった場合は、公表を望まなかった旨を公表することにつき事業者を確認する。

3 事業者は、評価結果に異議があるときは、報告を受けた日から10日以内に資料を添えて評価機関に異議を申し立てることができる。

4 前項の申し立てがなされたときは、評価機関は、その内容を審査し、相当の理由がある場合には、評価結果の修正を行う。修正を行わない場合においては、その理由を改めて説明するとともに、評価結果に当該事業者の当該異議の内容を付記するものとする。

(評価結果の報告)

第7条 評価機関は、評価結果が確定したときは、30日以内に、次の各号に掲げる文書を県に提出する。

(1) 福祉サービス第三者評価結果報告書(様式第2号)

(2) 評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)の写し

2 評価機関が、独自の項目を加えて評価を行ったときは、前項の様式に必要な応じて追加して報告する。

3 県は、前2項の規定により收受した文書は、福祉サービス第三者評価事業の推進の目的にのみ使用するものとし、他の目的には使用しない。

(受審証明書の交付)

第8条 評価機関は、第6条の規定により評価を決定し、事業者が全ての評価結果の公表に同意したときは、島根県福祉サービス第三者評価受審証明書(様式第3号)を事業者に交付する。

2 前項の要件を充たす場合において、事業者が希望する場合には、受審証交付申請書(様式第4号)に基づき、島根県知事が受審証(様式第5号)を交付するものとする。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に評価契約を締結したもののから適用する。

附則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。





(様式第1号)

## 評価結果の公表に関する同意書

評価機関から別紙「福祉サービス第三者評価結果報告書」を受領しました。

福祉サービス第三者評価結果報告書については、

- 全てを公表することに同意します。
- 以下の理由により、全てについて公表に同意しません。
- 以下の理由により、一部について、公表に同意しません。

【公表を希望しない部分】

【公表を希望しない理由】

年 月 日

事業者名

代表者氏名



## 受審証交付申請書

年 月 日

島根県知事様

評価受審事業所

代表者

—印—

年 月 日付で評価機関と締結した島根県福祉サービス第三者評価について、年 月 日付で評価結果が確定し、全項目について公表することに同意しましたので、受審証の交付を申請します。

上記事実に相違ありません。

年 月 日

評価機関

代表者

—印—

## 島根県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

### (福祉サービス)

第1条 島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領(以下「要領」という。)第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉事業として提供されるすべての事業(但し、社会福祉法第2条第3項第12号に規定する福祉サービス利用援助事業、同法同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。)
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべての事業

### (資格等)

第2条 要領第2条第4号に規定する評価調査者の要件は、次のとおりとする。

- (1) 「所属」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者、委託等の年間契約を結び評価業務を実施する者、又は評価機関の会員等として登録されている者であって、評価機関の指揮監督の下に評価調査に従事し、かつ、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書面を交付されていることをいう。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、常勤職員が10人以上の法人組織を管理・統括する業務をいう。
- (3) 「同等の能力を有する者」とは、公認会計士、弁護士、税理士等組織運営管理に関し専門的な資格を有する者又は、経営相談、経営指導等に3年以上携わった経験を有する者をいう。
- (4) 「福祉、保健、医療分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
  - ア 保健分野 保健師
  - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士
  - ウ 福祉分野 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
  - エ アからウまでのほか、県がこれと同程度と認める資格を有する者
- (5) 「学識経験者」とは、大学、短大、専門学校等で社会福祉、医療又は保健に関する教育、研究を行う者をいう。
- (6) 「これと同程度の福祉サービスに関する知識を有する者」とは、福祉分野の行政職員、社会福祉協議会その他福祉団体等の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に携わった経験を有する者をいう。

### (公開)

第3条 要領第2条第6号に規定する「公開」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

### (認証・更新申請書)

第4条 要領第3条第1項の申請又は要領第5条の更新申請を行おうとする者は、認証(更新)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、島根県知事に提出する。

- (1) 定款又は寄付行為等の写
- (2) 法人登記簿謄本

- (3) 法人の事業計画又は事業概要の分かる書面
- (4) 直近の予算書及び決算書
- (5) 第三者評価実施に当たっての基本理念及び評価の実施方法に関する規程
- (6) 倫理規程
- (7) 守秘義務に関する規程
- (8) 料金表
- (9) 評価調査者の一覧表（様式第2号）
- (10) 誓約書(様式第3号)
- (11) 苦情解決体制の概要
- (12) 評価事業の実績

（評価機関と特別な関係にある事業者）

第5条 要領第6条第1号に規定する「評価機関と特別な関係にある事業者」とは、評価機関との間で、出資等により意思決定に関与可能であるか、又は直近3年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務等の委託契約等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設をいう。

（評価を実施した事業者の事業に関係）

第6条 要領第6条第2号に規定する「評価を実施した事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設又は事業所との間で、出資、寄付金の授受、経営コンサルタント又は会計事務等の委託契約等を行うこと。

（役員が関係する事業者）

第7条 要領第6条第3号に規定する「役員が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の役員が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価機関の役員が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
- (3) 評価機関の役員が、現在所属する施設又は事業所（当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が有する他の施設、事業所を含む。）

2 県は、評価機関と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

（評価調査者が関係する事業者）

第8条 要領第6条第5号に規定する「評価調査者が関係する事業者」とは、次に掲げる者をいう。なお、所属とは、常勤、非常勤を問わず役員又は職員として雇用関係があることをいう。

- (1) 評価調査者が、現在所属し又は過去5年以内に所属していた法人が経営するすべての施設又は事業所
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在役員である法人が経営するすべての施設又は事業所
- (3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設又は事業所（当該親族が、当該施設又は事業所の長である場合には、当該施設又は事業所を経営する法人が

有する他の施設又は事業所を含む。)

(4) 評価調査者との間で、直近3年間の間に、寄付金の授受、経営コンサルタント若しくは会計事務委託等を行った実績のある法人の経営する全ての事業所又は施設

2 県は、評価調査者と事業者の間に利害関係の存するおそれが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる。

(変更届出書)

第9条 要領第7条に規定する「認定申請を行った内容の主要な変更」とは、認定申請書記載事項及び第4条第1号、第2号、第5号から第9号及び第11号に規定する事項に関する変更とし、変更届出書(様式第4号)により届け出るものとする。

(認証の取消)

第10条 要領第9条第1項第3号に規定する「不正な行為」とは、概ね次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
- (3) 守秘義務に反すること。
- (4) サービス利用者や評価を受審した事業者又はその職員の人権を侵害すること。
- (5) 法令に違反する行為を行うこと。
- (6) その他社会通念上不正と認められる行為を行うこと。

(公表する事項)

第11条 要領第10条の規定に基づき公表する事項は、認証又は取消の別、主たる事務所の所在地、評価機関名、代表者氏名、認証又は取消の年月日、評価を行う事業の種類、取消にあつてはその事由及びその他の事項とする。

附 則

この実施細則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成19年3月7日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成25年8月30日から施行する。

(様式第1号)

## 島根県福祉サービス第三者評価機関認証(更新)申請書

令和 年 月 日

島根県知事 様

申請者 所在地

法人名

—印

代表者氏名

島根県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第3条第1項(第5条)の規定により、関係書類を添えて申請します。

フリガナ			
法人名 (評価機関名)			
代表者名			フリガナ
	職名		氏名
主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )		
法人種別		法人所轄庁	
連絡責任者			
電話・FAX番号	電話		FAX
メールアドレス			
評価に係る事務所所在地 (主たる事務所以外で 評価実施の場合のみ)	(郵便番号 - )		
評価を行おうとする事業の種類			



(様式第4号)

# 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

島根県知事 様

届出者 所在地

名称

代表者氏名

—印

福祉サービス第三者評価事業について、認証に係る事項を変更したので、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領第7条の規定により届け出ます。

認証年月日		
認証番号		
変更日	変更内容	
	変更前	変更後

※ 必要に応じて資料を添付すること。



## 島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領（改正案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、島根県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）第2条第5号に規定する島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿（以下「名簿」という。）への登載に当たって必要な事項を定めるものとする。

## （名簿）

第2条 県は、評価調査者としての要件を満たす者の氏名、専門区分、所属評価機関及び主な経歴等を記載した一覧表を名簿として管理し、~~インターネットの県ホームページ上で公表する。~~

## （名簿への登載）

第3条 県は、認証要領第2条第4号ア又はイに該当し次の各号に掲げる者について、名簿を作成する。

- (1) 島根県福祉サービス第三者評価調査者養成研修等実施要領（以下「研修要領」という。）第3条に規定する養成研修を修了した者
  - (2) 全国社会福祉協議会の実施する第三者評価調査者指導者研修又は養成研修を修了した者
  - (3) 他の都道府県が実施した第三者評価者養成研修等で本県が実施する養成研修と同程度であると認められる研修を修了した者
- 2 前項第1号及び第2号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載届出書（様式1号）により行い、第2号に該当する場合にあっては、当該研修を修了したことを証する書面並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添付するものとする。
- 3 第1項第3号に該当する者の名簿への登載は、名簿登載申請書（様式第2号）によるものとし、受講した研修のカリキュラム及び修了証書並びに必要な実務経験又は資格を証する書面を添えて申請するものとする。

## （名簿からの削除）

第4条 県は、名簿に登載した評価調査者が次の各号の一に該当する場合には、名簿から削除する。

- (1) 本人から削除の申し出があったとき。
- (2) 正当な理由がなく、研修要領第4条に規定する継続研修を受けなかったとき。

(3) 評価実績がないか、又は著しく少ない場合で削除することが適切と判断されるとき。

(4) 不正な行為を行う等評価調査者としてふさわしくないと認められるとき。

2 前項第3号又は第4号に該当して削除しようとするときは、「島根県福祉サービス第三者評価推進委員会」(以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

#### (名簿への再登載)

第5条 前条の規定により、名簿から削除された者が、再度名簿への登載を希望する場合には、原則として再度養成研修を受講するものとする。但し、削除の事由に応じて次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号に該当する場合で1年以内に再度の登載を希望する場合は、養成研修を受講することを要しない。

(2) 前条第1項第4号に該当する場合にあっては、削除に当たって委員会の意見を聴いて定めた年限の間、再登載を行わない。

#### 附則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

島根県知事 様

届出者 住 所

氏 名



名 簿 登 載 届 出 書

下記のとおり福祉サービス第三者評価調査者養成研修を終了したので、評価調査者名簿に登載されるよう島根県福祉サービス第三者評価調査者名簿登載要領第3条第2項の規定により届け出ます。

氏名	フリガナ	
	漢 字	
受講した研修名		
研修実施機関		
修了認定年月日		
評価区分	ア 組織管理	イ 保健・医療・福祉
所属評価機関		
主な経歴・経験 年数又は資格		
添付書類		

《記載上の注意事項》

- 1 「主な経歴・経験年数又は資格」の欄には、~~県ホームページ等で広報します~~ので、職歴、資格等を3項目以内で記入してください。
- 2 「添付書類」は、第3条第2項に基づき、受講した研修のカリキュラム及び修了証書(写)並びに実務経験又は資格を証する書面を添付してください。

(様式第2号)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

名 簿 登 載 申 請 書

福祉サービス第三者評価調査者として登録したいので、島根県福祉サービス  
第三者評価調査者名簿登載要領第3条第3項の規定により申請します。

氏 名	フリガナ	
	漢 字	
受講した研修名		
研修実施機関		
修了認定年月日		
評価区分	ア 組織管理                      イ 保健、医療、福祉	
所属評価機関		
主な経歴・経験 年数又は資格		
添付書類		

《記載上の注意事項》

- 1 「主な経歴・経験年数又は資格」の欄には、~~県ホームページ等で広報しま  
すので、~~職歴、資格等を3項目以内で記入してください。
- 2 「添付書類」は、第3条第3項に基づき、受講した研修のカリキュラム及  
び修了証書(写)並びに実務経験又は資格を証する書面を添付してください。